

令和5年度島田市インバウンド向け観光コンテンツ造成業務委託に係る
公募型プロポーザル（書類選考型）実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 島田市インバウンド向け観光コンテンツ造成業務

(2) 企画提案審査（プロポーザル）の事務局

島田市一観光文化部一観光課

〒427-8501 静岡県島田市中心部1番の1

TEL：0547-36-7399 FAX：0547-37-8200

E-mail：kankou@city.shimada.lg.jp

(3) 業務の目的

江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川が「越すに越されぬ大井川」と詠われた歴史や川明け後、架橋された「蓬萊橋」や、川越人足の働く場の創出を目的に牧之原台地が開墾され、日本一大茶産地へと発展してきた歴史を巡るモニターツアーを造成し、島田市内での観光消費の拡大へ繋げることを目的に実施する。

(4) 業務の内容

1) 観光資源を活用したコンテンツの造成

インバウンド誘客を図るため、島田市博物館分館（島田市河原2丁目16-5）を活用した観光コンテンツを造成し、滞在時間に応じてショート、ロング複数の観光商品を造成すること。

2) ターゲット/モニターツアー

誘客を図るターゲットは、富士山静岡空港の就航先を含む3か国以上とし、造成した観光商品について、それぞれモニターツアーを1回以上実施すること。
また、ターゲット国別に観光ガイドを育成し、モニターツアー実施時に観光ガイドを同行させること。

3) アンケート調査

モニターツアー参加者にアンケート調査を実施し、販路基盤整備・プロモーションのために活用すること。

また、アンケートの内容については、発注者と協議すること。

4) プロモーション

販路拡大のためのプロモーションとして、ターゲット国別にパンフレットを作成すること。

また、販路基盤整備としてインフルエンサーの招聘等の提案に基づいたプロモーション活動を実施すること。

(5) 業務履行期間

契約締結の翌日から令和6年2月23日（金）まで

(6) 上限提案金額

金20,020,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※注）参考見積書の金額が上限提案金額を超えた場合は失格とする。

2 公募スケジュール

	項目	日程
1	公募開始	令和5年10月6日(金)
2	質問受付期間	令和5年10月6日(金)から令和5年10月11日(水)正午まで
3	質問に対する回答	令和5年10月12日(木)正午までに、市ホームページで回答を公表します。
4	参加表明書提出期限	令和5年10月11日(水)午後5時まで
5	企画提案書提出期限	令和5年10月16日(月)午後5時まで
6	審査会	令和5年10月中旬
7	選定結果通知	令和5年10月下旬
8	委託契約締結	令和5年10月下旬

※企画提案に関するプレゼンテーションは行わない。

3 参加資格要件

参加するものは、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 島田市入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 島田市入札参加制限等措置要綱(平成19年島田市告示第159号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 島田市暴力団排除条例(平成24年島田市条例第31号)に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 納期限の到来している、国税及び地方税(申告所得税又は法人所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。)の未納がないこと。
- (7) 高度な企画力をもって本業務を実施できる能力を有すること。

4 参加手続き

本プロポーザルに参加する意向のある者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出物及び提出部数

- | | |
|----------------|----|
| ア 様式3 参加表明書 | 1部 |
| イ 3(6)を証明できる書類 | 1部 |
| ウ 様式5 誓約書 | 1部 |

(2) 提出先：島田市一観光文化部一観光課

(3) 提出方法：持参または郵便

(4) 提出期限：令和5年10月11日(水)午後5時まで

※郵送による提出の場合、令和5年10月11日(水)の消印有効

(5) 参加資格の審査

ア 提出書類を基に、参加表明書提出者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

イ 参加資格可否決定通知書（様式4）により、参加表明書提出者に書面で可否を通知するものとする。参加資格を得た者は、本要領に基づき企画提案書一式を令和5年10月16日（月）午後5時までに提出するものとする。

(6) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

ア 提出書類：辞退届（様式6）

イ 提出先：「4（2）提出先」と同じ

5 現地視察等説明会

説明会は実施しない。現地視察を希望する場合は事前に事務局に連絡し、事務局が指定する日時に行うこと。また、質問事項は下記「6 質問の受付及び回答」のとおりとする。

6 質疑応答

本要領等の内容について疑義がある場合は、次により質問書を提出すること。

なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要。

(1) 様式：実施要領等に関する質問書（様式1）

(2) 提出先：島田市—観光文化部—観光課（事務局）

(3) 提出方法：電子メール

※電子メール送付後、電話にて事務局へ連絡すること

(4) 提出期限：令和5年10月11日（水）正午まで

(5) 回答方法：島田市公式ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の作成及び提出

参加資格審査結果により参加資格を得た者は、次に定めるところにより、企画提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出期限等

ア 提出期限：令和5年10月16日（月）午後5時まで

※郵送による提出の場合、令和5年10月16日（月）の消印有効

イ 提出書類（企画提案書提出届 様式5）

企画提案については、1（4）業務の内容を踏まえ企画すること

提出書類の規格は日本工業規格A4サイズの両面

※例示

・観光コンテンツの企画開発

・観光ガイドの育成

・モニターツアー

・プロモーション など

ウ 提出部数：6部

8 審査及び委託先候補者の決定

(1) 審査方法：庁内審査委員による提案書類審査

(2) 候補者の決定

ア 企画提案書の評価点が最も高い者を委託先候補者とする。

イ 評価点が委託先候補者に次ぐ者を次点者とし、委託先候補者との協議が整わなかった場合に、次点者との協議を行う。

ウ 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査は実施する。この場合、評価点が60点以上の場合に限り委託先候補者とする。

エ 審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

オ 委託先候補者へは、令和5年10月20日（金）までに電話または、メールにて通知する。

10 契約

委託先候補者と詳細の業務内容及び契約要件について島田市が協議・合意した後に業務委託契約を締結する。

11 その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出された書類等については、理由の如何にかかわらず返却しない。

(3) 次に掲げるいずれかに該当する場合、その提案を失格とする。

ア 提案書の提出先、提出場所、提出期日、必要書類、書類内容が実施要領等に示された要件に適合しないもの。

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。

(6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

(7) このプロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。